

令和2年試験

論文式試験問題

租税法

注意事項

1 受験上の注意事項

- ・試験官からの注意事項の聞き漏らし／受験案内や試験室及び受験票その他に記載・掲示された注意事項の未確認等、これらを原因とした試験における不利益は自己責任になります。
- ・携帯機器等の通信機器や携行品の取扱いについては、試験官の指示に従ってください。
- ・試験開始の合図があるまで、配付物や筆記用具に触れないでください。
- ・問題に関する質問には、一切応じません。

2 不正受験や迷惑行為の禁止

- ・不正行為を行った場合／試験官の指示に従わない場合／周囲に迷惑をかける等、適正な試験実施に支障を来す行為を行った場合、直ちに退室を命ずることがあります。

3 試験問題

- ・試験開始の合図後、直ちに頁数(全21頁)を調べ、不備等があれば黙って挙手し、試験官に申し出てください。

4 答案用紙

- ・問題冊子の中ほどに挿入してあります。
- ・試験開始の合図後、直ちに頁数(全7頁)を調べ、不備等があれば黙って挙手し、試験官に申し出てください。
- ・答案用紙の左上をホッチキス留めしてあります。ホッチキス留めを外した場合は、採点されないことがあります。

5 受験番号シールの貼付

- ・配付後、目視で受験番号及び氏名を確認し、不備等があれば黙って挙手し、試験官に申し出てください。
- ・試験開始の合図後、各答案用紙の右上の所定欄へ全頁に貼付してください。

6 試験終了後

- ・試験終了の合図後、直ちに筆記用具を置き、答案用紙は裏返して通路側に置いてください。
 - ・試験官が答案用紙を集め終わり指示するまで、絶対に席を立たないでください。
 - ・答案用紙が試験官に回収されずに手元に残っていた場合は、直ちに挙手し、試験官に申し出てください。
- なお、試験官に回収されない場合、いかなる理由があっても答案は採点されません。

7 試験問題(該当ある科目は法令基準等)の持ち帰り

- ・試験終了後、持ち帰ることができます。
- なお、中途退室する場合には、持ち出しは認めません。必要な場合は、各自の席に置いておきますので、試験終了後、速やかに取りに来てください。

令和 2 年論文式租税法

令和 2 年論文式租税法

令和 2 年論文式租税法

令和2年論文式租税法

(租 税 法)

(満点 100点) {第2問とあわせ
時 間 2時間}

第 1 問 (40点)

問題 1 次の事案について、以下の **問 1** ~ **問 5** に答えなさい。なお、同族会社等の行為計算否認規定及び組織再編成に係る行為計算否認規定の適用はないものとする。また、租税特別措置法は考慮しないものとする。

A社及びB社はいずれも、建設業を営む内国法人たる株式会社(普通法人)である。A社は、B社の発行済株式の100%を保有している。A社の資本金の額は5億円、B社の資本金の額は5,000万円である。C社は、ホテル業を営む内国法人たる株式会社(普通法人)である。C社は、A社及びB社と支配関係にない。A社、B社及びC社は、いずれも4月1日から翌年3月31日までの期間を事業年度とする青色申告法人であり、設立以来、連続して青色申告書を提出している。以下では、平成30年4月1日に開始するものを平成30事業年度といい、平成31年4月1日に開始するものを令和元事業年度というように表記する。

A社は、平成20年5月24日、土地甲を時価5,000万円で取得した。平成28年6月12日、A社は、土地甲をB社に時価8,000万円で譲渡した。平成31年4月15日、B社は土地甲をC社に時価1億2,000万円で譲渡した(事実①)。

D市が発注する公共工事の競争入札において、A社が他の事業者と談合を行ったことが発覚したため、公正取引委員会は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反するとして、A社に対して150万円の課徴金納付命令を行った。A社は、令和元年6月10日、当該金額に相当する金員を納付した(事実②)。

A社玄関ホールに昭和60年創業以来展示されていた絵画数点のうちに、A社代表取締役P(居住者)がかねてから収集していた作家の作品が一点含まれており、当該作品(時価1,000万円)をA社の業績向上に多大の貢献があったとして、A社は、令和元年7月30日、Pに300万円で譲渡した。なお、A社は、当該作品を創業時に100万円で購入した(事実③)。

また、平成30年6月26日開催のC社株主総会において、同社の代表取締役Q(居住者)に対する役員賞与200万円の支払決議がなされ、その債務が確定した。しかし、C社は、令和元事業年度における土地甲の購入のための資金繰りを優先したため、その役員賞与については未払いのまま1年を徒過した(事実④)。

問 1 事実①に関して、令和元事業年度における土地甲の譲渡に係るA社の課税関係について、根拠条文を示しつつ述べなさい。

問 2 事実①に関して、令和元事業年度における土地甲の譲渡に係るB社の課税関係について、根拠条文を示しつつ述べなさい。

令和 2 年論文式租税法

令和2年論文式租税法

問 3 事実②に関して、A社の令和元事業年度の法人税の確定申告上、A社が納付した課徴金は、どのように取り扱われるべきか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

問 4 事実③の取引に関して、A社において、法人税法上、どのように取り扱われるか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

問 5 事実④の役員賞与に関して、C社において、所得税法上、どのように取り扱われるか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

令和 2 年論文式租税法

令和2年論文式租税法

問題 2 次の事案について、以下の **問い** に答えなさい。

外科医であるA(居住者)は、平成28年4月1日、8,000万円を全額出資して、持分の定めのない医療法人B(以下、医療法人Bを「B法人」といい、B法人が設置する病院を「B病院」という。)を設立し、自らが理事長に就任した。C社は、医療機器製造販売業を営む内国法人たる株式会社(普通法人)である。B法人及びC社は、4月1日から翌年3月31日までの期間を事業年度としている。C社の消費税の課税期間については、事業年度と同じものとする。以下では、平成30年4月1日に開始するものを平成30事業年度といい、平成31年4月1日に開始するものを令和元事業年度というように表記する。同様に、消費税に関しては、平成30課税期間または令和元課税期間というように表記する。C社の令和元課税期間に係る基準期間における課税売上高は1億円である。B法人及びC社は、いずれも消費税の課税事業者である。

B法人は、平成30年5月15日、C社から外科手術に必要なK医療機器1台(販売価格3,000万円)を5年間の契約で借り受け、同年5月24日以降手術の用に供した。月々の賃借料は52万円であり、賃貸借期間中にその契約は解除することができず、K医療機器に不具合が生じた場合には、B法人がその修繕費を負担することになっている。

C社は、患者の精神的な負担を緩和するため、米国の俳優であるEら5人(各々は国外事業者である。)を招聘し、B病院内のホールにおいて、令和元年12月24日、恒例の行事として演劇を主催した。C社は、その報酬として、Eら5人に各50万円を支払った。

Aの長男であるF(居住者)は、G県立大学の医学部生として平成28年4月1日から1年間、G県の奨学金120万円の貸与を受けていた。Fは、平成29年4月1日、G県の奨学金の返還免除の要件の一であるG県知事指定の医療機関に内科の医師として正式に採用され、診療に従事することになった。その後、平成31年4月1日、Fは、当該医療機関における2年間の勤務条件を充足したため、奨学金の返還免除の申請をし、奨学金の返還及び利息の支払いに係る債務を免除された。

Aは、B法人の経営も順調でFが後継者となることの見込みもつき、自らの生活を顧みる余裕ができたことから、これまでの賃貸マンションでの居住を改め、持ち家を取得することにした。そこで、平成28年9月10日、H銀行から1億円を借入れ、同年9月20日、時価7,000万円の土地甲と時価3,000万円の建物乙をそれぞれ時価で取得した。Aは、令和元年10月1日、地震に見舞われ、建物乙が倒壊した際に死亡した。なお、Aの死亡時の積極財産は、時価8,000万円の土地甲と預貯金500万円であり、消極財産は借入金債務9,000万円であったので、唯一の相続人であるFは限定承認をした。

令和 2 年論文式租税法

令和 2 年論文式租税法

問い 次の税務処理に関する①～④の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を、答案用紙の「○×欄」に記入しなさい。また、正しいものにはその根拠条文を、誤っているものには正しい税務処理及びその根拠条文を、答案用紙の「記述欄」に記入しなさい。なお、同族会社等の行為計算否認規定及び組織再編成に係る行為計算否認規定の適用はないものとする。また、租税特別措置法は考慮しないものとする。

- ① B法人は、K医療機器について、売買があったものとして平成 30 事業年度の所得の金額を計算する。
- ② C社がEら 5 人に対して支払った報酬について、Eら 5 人が消費税の納税義務を負う。
- ③ Fの令和元年分所得税において、G県からの債務免除による所得は非課税所得として取り扱われる。
- ④ Fが単純承認をした場合も、Aの令和元年分の所得税額は限定承認をした場合と異なる。

令和 2 年論文式租税法

令和 2 年論文式租税法

(租 税 法)

(満点 100 点) { 第 1 問とあわせ
時 間 2 時間 }

第 2 問 (60 点)

第 2 問の解答に当たっての全般的注意事項

1. **問題 1** の **問 1** 及び **問 2** [問] 1. について、各行ごとに加算すべき金額と減算すべき金額があるときは、相殺して純額で記入し、加算すべき金額と減算すべき金額がともに生じないときは、加算すべき金額の欄のみに 0 (ゼロ) を記入しなさい。
2. 端数処理は、答案用紙に指示があるものを除き、1 円未満の端数を切り捨てなさい。
3. 解答は必ず答案用紙の指定された枠内に記入しなさい。

問題 1

- 問 1** 普通法人である甲株式会社(以下、「当社」という。)の当期(自平成 31 年 4 月 1 日 至令和 2 年 3 月 31 日)における納付すべき法人税額の計算に関して、次の[資料] 1. ~ 10. に基づき、答案用紙に従って解答しなさい。なお、特に指示されているものを除き、当期の納付すべき法人税額が最も少なくなるように計算しなさい。

[資料]

1. 全般的な事項及び注意事項

- (1) 当社は、設立以来継続して適法に青色申告書を提出する内国法人で、医療機器の卸売業を営む非上場会社である。
- (2) 当社は、設立以来、同族会社に該当しない。
- (3) 当社の当期末における資本金の額は、500,000,000 円である。
- (4) 当社は、消費税及び地方消費税の経理処理として税抜方式を採用している。問題文中の取引金額は、全て税抜き金額である。
- (5) 問題文中の住民税は、道府県民税及び市町村民税である。また、事業税等には地方法人特別税が含まれている。
- (6) 問題文中の源泉所得税額等は、所得税及び復興特別所得税の金額である。
- (7) 当社は、法人税及び事業税等について、1 か月の申告期限の延長の申請を行い、承認を受けている。

令和 2 年論文式租税法

令和 2 年論文式租税法

2. 受取利息及び受取配当金等に関する資料

当期の受取利息及び受取配当金等の内訳は、下表のとおりである。当社では、損益計算書上、下表の「収入金額」を受取利息又は受取配当金に、「源泉所得税額等」を法人税等に、それぞれ計上している。

銘柄等	区分	計算期間(注 4)	収入金額	源泉所得税額等	備考
A 社株式	剰余金の配当	平成 30 年 5 月 1 日～ 平成 31 年 4 月 30 日	6,500,000 円	1,327,300 円	(注 1)
B 社株式	剰余金の配当	平成 30 年 10 月 1 日～ 令和 元年 9 月 30 日	14,000,000 円	2,858,800 円	(注 2)
C 社株式	剰余金の配当	平成 30 年 10 月 1 日～ 令和 元年 9 月 30 日	3,000,000 円	459,450 円	(注 3)
銀行預金	利子		800,000 円	122,520 円	

(注 1) A 社株式は、非上場の内国法人 A 社が発行する普通株式である。当社は、平成 20 年 4 月 1 日に A 社の発行済株式総数の 100 % を取得し、その後継続して保有していたが、令和元年 5 月 15 日に発行済株式総数の 65 % を X 社に譲渡した。A 社は、平成 31 年 4 月 30 日を基準日、令和元年 6 月 20 日を効力発生日として剰余金の配当を行った。なお、当社と X 社の間に資本関係はない。

(注 2) B 社株式は、非上場の内国法人 B 社が発行する普通株式である。当社は、平成 25 年 4 月 1 日に B 社の発行済株式総数の 70 % を取得した。さらに、平成 28 年 4 月 1 日に当社の 100 % 子会社である乙社が B 社の発行済株式総数の 30 % を取得し、それぞれ当期末まで継続して保有している。B 社は、令和元年 9 月 30 日を基準日、令和元年 11 月 25 日を効力発生日として剰余金の配当を行った。

(注 3) C 社株式は、国内の証券取引所に上場している内国法人 C 社が発行する普通株式である。当社は、平成 31 年 4 月 1 日に C 社の発行済株式総数の 3 % を取得し、当期末まで継続して保有している。C 社は、令和元年 9 月 30 日を基準日、令和元年 12 月 24 日を効力発生日として剰余金の配当を行った。

(注 4) 「計算期間」は、前回の配当等に係る基準日の翌日から今回の配当等に係る基準日までの期間である。

(注 5) 受取配当等の益金不算入額の計算において、関連法人株式等に係る配当等に該当するものがある場合には、その配当等から控除する負債利子の額は 100,000 円とする。

(注 6) 法人税額より控除をする所得税額の計算は、原則法(個別法)によるものとする。なお、元本所有期間割合は、小数点以下 3 位未満の端数を切り上げる。

令和 2 年論文式租税法

令和2年論文式租税法

3. D社株式の譲渡に関する事項

D社株式は、非上場の内国法人D社が発行する普通株式である。D社は平成21年7月1日に、D社代表取締役が発行済株式総数の90%、当社が発行済株式総数の10%(設立時の取得価額は10,000,000円)をそれぞれ出資して設立された。令和元年5月7日にD社から当社保有のD社株式の全部を取得したいとの申し出があり、当社は令和元年8月1日に、当社が保有するD社株式の全部を50,000,000円(譲渡時の時価)でD社に譲渡した。

当社は、この譲渡について次の会計処理を行い、D社が譲渡対価の支払に際して控除した源泉所得税額等を法人税等として計上した。

(借方) 現金預金	41,832,000円	(貸方) D社株式	10,000,000円
法人税等	8,168,000円	有価証券売却益	40,000,000円

なお、D社の自己株式取得直前の資本金等の額は100,000,000円である。

4. 役員給与に関する資料

以下に記載した役員給与は、損益計算書上、販売費及び一般管理費として計上している。なお、当社は業績連動給与は導入していない。

(専務取締役E)

平成30年6月28日開催の定時株主総会後の取締役会で、同年12月7日に350万円、令和元年6月10日に400万円の賞与をそれぞれ支給することを決議し、適法に事前確定届出給与の届出を行った。その後、平成30年12月7日に350万円、令和元年6月10日に450万円をそれぞれ支給した。また、令和元年6月28日開催の定時株主総会後の取締役会で、同年12月6日及び令和2年6月12日にそれぞれ400万円の賞与を支給することを決議し、適法に事前確定届出給与の届出を行い、令和元年12月6日に400万円の賞与を支給した。

(常務取締役F)

平成30年6月28日開催の定時株主総会後の取締役会で、同年12月7日に200万円、令和元年6月10日に210万円の賞与をそれぞれ支給することを決議し、適法に事前確定届出給与の届出を行った。その後、平成30年12月7日に240万円、令和元年6月10日に210万円をそれぞれ支給した。また、令和元年6月28日開催の定時株主総会後の取締役会で、同年12月6日及び令和2年6月12日にそれぞれ250万円の賞与を支給することを決議し、適法に事前確定届出給与の届出を行い、令和元年12月6日に250万円の賞与を支給した。

令和 2 年論文式租税法

令和2年論文式租税法

5. 減価償却資産に関する資料

当社の減価償却資産のうち、申告調整の検討を要するものは、下表のとおりである。当社は設立以来、減価償却資産の償却方法選定の届出を行っていない。なお、過年度の税務調整は全て適切に行われている。

種類	取得日	法定耐用年数	会計上の取得価額
建物G	令和元年12月20日	50年	166,496,000円
機械装置H	平成26年4月1日	10年	98,000,000円
機械装置I	平成31年4月1日	7年	1円
ソフトウェアJ	平成27年10月1日	5年	7,500,000円
ソフトウェアK	平成29年4月1日	3年	20,000,000円

(建物G)

建物Gは、令和元年12月20日に完成し、令和2年4月1日から事業の用に供した。建設工事は170,500,000円であったが、この中に、建築のための調査費用1,100,000円、建築のための測量費2,200,000円、登録免許税704,000円が含まれており、これらの金額を費用処理し、残額の166,496,000円を建物として計上した。

(機械装置H)

機械装置Hは、平成26年4月1日に98,000,000円で取得し、同日から事業の用に供し、法定耐用年数による定率法により各期の減価償却費を計上しているが、前期から繰り越された減価償却超過額が200,000円ある。機械装置Hの当期首における帳簿価額は31,912,640円であり、当期に減価償却費6,300,000円を計上した。

(機械装置I)

機械装置Iは、前の使用者が10年間使用していたものであり、平成31年4月1日に無償(時価1,000,000円)で譲り受け、次の会計処理を行った。

(借方) 機 械 装 置 1 円 (貸方) 受 贈 益 1 円

その後、令和元年5月10日に改良を行った上で事業の用に供し、改良費2,600,000円の全額を修繕費として処理した。改良は即日終了し、同日から事業の用に供している。なお、この機械装置の再取得価額は、5,000,000円である。

(ソフトウェアJ)

ソフトウェアJは、平成27年10月1日に7,500,000円で取得し、直ちに事業の用に供した。会計上は、これまでのソフトウェアの買い換え等の状況から見積もった3年を耐用年数として減価償却費を計上し、当期首における帳簿価額は0円である。

(ソフトウェアK)

ソフトウェアKは、販売用アプリとして開発し、平成29年4月1日から事業の用に供し、取得価額の20,000,000円を法定耐用年数3年で減価償却をしていたが、思うような販売成績を得られず、前期末に、前期末の帳簿価額の全額を費用処理した。

令和 2 年論文式租税法

令和 2 年論文式租税法

令和2年論文式租税法

8. 租税公課に関する資料

当期における租税公課に関する会計処理は、以下のとおりである。なお、前期の決算において、前期分の見込納付額と同額の未払法人税等を113,000,000円計上しており、当期の期首残高として繰り越されている。また、前期の租税公課に係る税務上の調整は全て適切に行われている。

- (1) 令和元年5月31日に、前期分の見込納付額113,000,000円(法人税及び地方法人税68,000,000円、住民税11,500,000円、事業税等33,500,000円)を納付し、次の会計処理を行った。

(借方) 未払法人税等 113,000,000円 (貸方) 現金預金 113,000,000円

その後、令和元年6月28日に、前期分の確定申告書を提出し、確定申告に基づく納付すべき税額は合計100,000,000円(法人税及び地方法人税63,000,000円、住民税10,500,000円、事業税等26,500,000円)であった。

令和元年8月14日に、確定税額と見込納付額との差額の入金があり、次の会計処理を行った。

(借方) 現金預金 13,000,000円 (貸方) 未払法人税等 13,000,000円

- (2) 令和元年11月29日に、当期の中間納付額を支払った。納付額は合計53,000,000円(法人税及び地方法人税34,000,000円、住民税5,750,000円、事業税等13,250,000円)であり、納付時に次の会計処理を行った。

(借方) 仮払法人税等 53,000,000円 (貸方) 現金預金 53,000,000円

本決算において、当期の確定申告見込納付額が69,500,000円(法人税及び地方法人税43,000,000円、住民税7,000,000円、事業税等19,500,000円)となったため、次の会計処理を行った。

(借方) 法人税等 97,000,000円 (貸方) 未払法人税等 56,500,000円
租税公課 12,500,000円 仮払法人税等 53,000,000円

- (3) 租税公課勘定に申告調整の要否の検討を要するものとして、次のものが含まれている。

- ① 印紙税の過怠税 136,000円
- ② 令和2年4月に賦課決定のあった固定資産税 4,200,000円
- ③ 従業員の業務上の交通違反による反則金 30,000円

- (4) 税効果会計の適用に関して、次の会計処理を行った。

(借方) 繰延税金資産 5,000,000円 (貸方) 法人税等調整額 5,000,000円

令和 2 年論文式租税法

令和2年論文式租税法

9. 退職給付引当金に関する資料

当期の退職給付引当金の増減及びこれに関する会計処理は以下のとおりである。なお、これらはすべて従業員の退職給付に関する会計処理である。

期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
798,000,000円	15,500,000円	13,000,000円	800,500,000円

当期増加額に関する会計処理

(借方) 退職給付費用 15,500,000円 (貸方) 退職給付引当金 15,500,000円

退職一時金支給に関する会計処理

(借方) 退職給付引当金 13,000,000円 (貸方) 現金預金 13,000,000円

10. 欠損金に関する資料

平成29年3月期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)に発生した税務上の欠損金のうち当期に繰り越された金額が43,500,000円ある。なお、当期の欠損金控除前の所得金額は410,000,000円である。

問 2 当社は、設立時より資本金の額が80,000,000円である電気製品卸売業を営む従業員数が50人の青色申告の承認を受けている株式会社であり、株主は代表取締役社長のAのみである。当社の法人税の所得の金額は設立以来継続して300,000,000円以下である。当社の法人税及びAの所得税について、以下の[問] 1. 及び[問] 2. に答えなさい。なお、消費税及び地方消費税は考慮する必要はない。

[問]

1. 次の[資料] 1. ~ 5. の会計処理について、当期(自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)の所得の金額の計算上、申告調整すべき金額を答えなさい。なお、複数の計算方法があるものについては、当期の納付すべき法人税額が最も少なくなる方法により計算するものとする。

[資料]

1. 令和元年10月1日に、取得価額80,000円の備品を10台、取得価額250,000円の備品を15台、それぞれ購入し、同日に事業の用に供した。これらの備品は、いずれも1台ごとに取引され、単体で機能するものである。当社は、購入代金の合計4,550,000円全額を消耗品費として費用処理した。これらの備品の法定耐用年数は5年で、当社は減価償却方法として定額法を選定し、届出を行っている。耐用年数5年の定額法の償却率は0.200である。なお、これらの備品以外に当期に取得した有形減価償却資産はない。

令和 2 年論文式租税法

令和2年論文式租税法

2. 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却(租税特別措置法第42条の6第1項)の対象となるソフトウェアを1,000,000円で取得し、令和元年10月15日に事業の用に供した。このソフトウェアの法定耐用年数は5年で、事業の用に供した年度における特別償却限度額は、取得価額の30%である。これに関して、次の会計処理を行った。なお、耐用年数5年の償却率は、定額法が0.200、定率法が0.400である。

(借方) ソフトウェア	1,000,000 円	(貸方) 未払金	1,000,000 円
(借方) 減価償却費	200,000 円	(貸方) ソフトウェア	200,000 円
(借方) 繰越利益剰余金	300,000 円	(貸方) 特別償却準備金	300,000 円

3. 当社が売掛金5,000,000円を有する得意先X社が、令和元年12月3日に破産手続開始の申立てを行った。X社に対する債務はなく、この売掛金について担保権の実行や保証等による取立ての見込みがないので、債権額と同額の5,000,000円を損金経理により貸倒引当金に繰入れた。

4. 当期の交際費等に関する資料は次のとおりで、これらの金額は全て費用処理している。

- (1) 得意先や仕入先の接待のための飲食費で1人当たりの支出額が5,000円を超えるものの合計額 6,000,000 円
- (2) 得意先や仕入先の接待のための飲食費で1人当たりの支出額が5,000円以下のものの合計額 4,000,000 円
- (3) 得意先や仕入先への贈答品の購入費用で1件当たりの支出額が5,000円を超えるものの合計額 2,000,000 円
- (4) 得意先や仕入先への贈答品の購入費用で1件当たりの支出額が5,000円以下のものの合計額 800,000 円

5. 令和元年9月20日に、事業用に使用するため、Aから土地を3,500,000円で購入し、代金は普通預金から支払い、次の会計処理を行った。この土地の購入時の時価は10,000,000円である。なお、購入代価以外に取得のために要した費用は考慮する必要はない。

(借方) 土地	3,500,000 円	(貸方) 普通預金	3,500,000 円
---------	-------------	-----------	-------------

[問]

2. [問] 1.の[資料] 5.の土地は、Aが平成10年5月15日に取得したもので、その取得費は3,000,000円である。Aの令和元年分の所得税の計算における譲渡所得の金額を答えなさい。なお、譲渡費用については考慮する必要はない。

令和 2 年論文式租税法

令和2年論文式租税法

問題 2

問 1 居住者である甲(72歳)の令和元年分(平成31年1月1日から令和元年12月31日までの分をいう。以下同じ。)の所得税の計算について、以下の[資料] 1.～7.に基づき、次の[問] 1.～5.に答えなさい。なお、複数の計算方法があるものについては、令和元年分の納付すべき所得税額が最も少なくなる方法により計算するものとする。

[問] 1.～3.の解答に当たり、各種所得の金額の計算において損失が生じた場合には、金額の前に△表示を付け、損失額を記入すること。

[問]

1. 次の所得の金額及び税額を答えなさい。

- (1) 給与所得の金額
- (2) 退職所得の金額
- (3) 課税退職所得金額に対する所得税額(退職所得の金額より控除する所得控除の金額はないものとする。また、復興特別所得税は含めない。)

[問]

2. 事業所得の金額を答えなさい。

[問]

3. 総所得金額に含まれる譲渡所得の金額を答えなさい。

[問]

4. 雑損控除の金額の計算に関して、次の金額を答えなさい。

- (1) 雑損控除の対象となる損失の金額
- (2) 雑損控除の金額

[問]

5. 社会保険料控除の金額を答えなさい。

[資料]

1. 全般的な事項及び注意事項

- (1) 甲の家族構成は、妻乙(72歳)のみである。乙は、甲と生計を一にしている。
- (2) 甲は、確定申告書を青色の申告書により提出するための所得税法第143条に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けていない。

令和 2 年論文式租税法

令和 2 年論文式租税法

2. 給与所得及び退職所得に関する事項

甲は、内国法人P社(東京証券取引所第一部市場に上場)の100%子会社である内国法人S社に平成7年(1995年)7月1日から令和元年(2019年)6月30日まで勤務し、同日退職した。平成7年7月1日から平成27年(2015年)6月30日まで使用人、平成27年7月1日から令和元年6月30日まで役員として勤務していた。使用人兼務役員として勤務していた期間はなく、また、甲の退職は甲の障害の発生に起因するものではない。令和元年中(平成31年1月1日より令和元年12月31日までの期間をいう。以下同じ。)に現金で支給された役員給与は、総額7,200,000円(源泉所得税等控除前)であった。

甲は、S社に対する役務提供の対価として、平成29年7月1日に、P社株式10,000株が譲渡制限付株式として付与されており、平成31年3月31日に保有するすべての譲渡制限付株式につき譲渡制限が解除された。この譲渡制限付株式は、甲のS社に対する報酬債権の給付と引き換えに交付されたものであり、譲渡制限解除日前に退職すること其他法人が無償取得することとなる事由が定められているものであった。同社株式の付与時の価格は1株当たり1,380円、譲渡制限解除時の価格は1株当たり1,575円であった。この譲渡制限付株式の譲渡制限解除は、甲の退職に起因するものではない。

甲は、S社の退職に際して、退職金30,000,000円(源泉所得税等控除前)を受け取ったが、これは使用人としての勤務期間に対する支給額18,000,000円と役員としての勤務期間に対する支給額12,000,000円の合計金額である。

3. 事業所得に関する事項

甲は、事業として執筆活動を行っており、令和元年中の収入金額及び支出金額は以下のとおりであった。

(1) 収入金額

出版社からの原稿料 7,480,000円

(2) 支出金額

- ① 執筆に必要となる調査資料収集の費用 3,540,000円
- ② 接待飲食費 760,000円(うち、専ら業務の遂行上直接必要となるもの600,000円)
- ③ 事業専従者である配偶者乙に支払った給料 2,400,000円

(乙は事業専従者として甲の事業に令和元年中6か月を超える期間従事している。)

4. 譲渡所得に関する事項

平成26年(2014年)3月20日に2,500,000円で購入したゴルフ会員権を平成31年(2019年)4月25日に3,000,000円で第三者に売却した。売却に際して仲介手数料を150,000円支払っている。また、平成30年(2018年)中に執筆した著作物に係る著作権を出版社に令和元年(2019年)10月1日に3,500,000円で譲渡した。本著作物に係る取得費及び譲渡費用はない。

令和 2 年論文式租税法

令和 2 年論文式租税法

5. 雑損控除に関する事項

甲は、令和元年中に発生した自然災害により、甲が所有する自己の居住用住宅及び家財が一部損壊し、その損害額は2,850,000円であった。この災害に関連して、損壊した住宅及び家財の取壊し・除去及び原状回復のための支出が令和元年中に1,820,000円あった。なお、甲は、損害保険に加入しておらず、本件損害等に関連して受け取った保険金はない。また、甲は、令和元年中に盗難により、甲が所有していた貴金属2個を窃取された。窃取された貴金属の価額は、1個あたり、それぞれ480,000円、240,000円であった。

なお、雑損控除額の算定に際して、甲の総所得金額及び退職所得金額の合計額は40,000,000円とする。

6. 社会保険料に関する事項

令和元年中に甲及び乙が支払った社会保険料は次のとおりである。

- ① S社の給与収入から控除された甲の社会保険料 756,000円
- ② S社退職後、甲が自ら支払った甲及び乙の国民健康保険料 516,000円
- ③ 配偶者乙の年金収入から控除された介護保険料 144,000円

7. 参考資料

- (1) 令和元年分の給与所得控除額(旧所得税法第28条第3項)

給与等の収入金額		給与所得控除額
超	以下	
——	1,800,000円	収入金額×40% (650,000円に満たない場合は650,000円)
1,800,000円	3,600,000円	720,000円+(収入金額-1,800,000円)×30%
3,600,000円	6,600,000円	1,260,000円+(収入金額-3,600,000円)×20%
6,600,000円	10,000,000円	1,860,000円+(収入金額-6,600,000円)×10%
10,000,000円	——	2,200,000円

- (2) 令和元年分の所得税額の税率表(所得税法第89条)

課税される所得金額		税率
超	以下	
——	1,950,000円	100分の5
1,950,000円	3,300,000円	100分の10
3,300,000円	6,950,000円	100分の20
6,950,000円	9,000,000円	100分の23
9,000,000円	18,000,000円	100分の33
18,000,000円	40,000,000円	100分の40
40,000,000円	——	100分の45

令和 2 年論文式租税法

令和 2 年論文式租税法

問 2 居住者である丙(45 歳)の令和元年分(平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの分をいう。以下同じ。)の所得税の計算について、以下の[資料] 1.～6.に基づき、次の[問] 1.～4.に答えなさい。なお、複数の計算方法があるものについては、令和元年分の納付すべき所得税額が最も少なくなる方法により計算するものとする。

[問]

1. 配当所得の金額の計算に関連する次の金額を答えなさい。
 - (1) 配当に係る源泉所得税の金額(復興特別所得税を含めない。)
 - (2) 配当所得の金額
 - (3) 配当控除額

[問]

2. 給与所得の金額に関して、次の金額を答えなさい。
 - (1) 特定支出の額
 - (2) 給与所得の金額

[問]

3. 配当所得及び給与所得以外に丙の総所得金額に含めるべき金額を答えなさい。

[問]

4. 生命保険料控除の金額及び小規模企業共済等掛金控除の金額の合計額を答えなさい。

[資料]

1. 全般的な事項及び注意事項

- (1) 丙の家族構成は妻丁(40 歳)のみである。丁は丙と生計を一にしており、丁に所得はない。
- (2) 丙の課税総所得金額は 1,000 万円以下であり、以下の[資料] 2.～4.以外に所得はない。

2. 配当所得に関する事項

丙は、平成 28 年 6 月に、知人が設立したベンチャー企業である内国法人 X 社の株式 400,000 株を、銀行から借入れた資金により 20,000,000 円で購入した。この借入金に係る令和元年中(平成 31 年 1 月 1 日より令和元年 12 月 31 日までの期間をいう。以下同じ。)の利息の額は 142,500 円である。平成 30 年 9 月に同社は JASDAQ 市場に上場し、令和元年 7 月に配当金 1,200,000 円(1 株当たり 3 円、源泉所得税等控除前の金額)を受け取った。丙が保有する X 社株式 400,000 株は、同社の配当の支払に係る基準日における発行済株式総数の 4%に相当する株式数であり、令和元年 12 月 31 日まで継続して保有している。

令和 2 年論文式租税法

令和 2 年論文式租税法

3. 給与所得に関する事項

丙は、内国法人 Y 社に正社員として勤務しており、令和元年中の給与収入は、8,400,000 円（源泉所得税等控除前の金額）であった。Y 社における丙の職務に関連して、丙が令和元年中に支出したのものとして、以下のものがあつた。

- ① 職務に関連する書籍・定期刊行物の購入代金 150,000 円
- ② 勤務場所において着用することが必要とされる衣服代 250,000 円
- ③ 取引先の担当者など職務に関連する者に対する接待・供応のための支出 400,000 円
- ④ 丙の職務を遂行する上で直接必要となる資格の取得費 550,000 円

なお、上記の支出に関連して、所得税法第 57 条の 2 に規定する要件はすべて満たしており、また、補填金として給与等の支払者から受領したものはない。

4. その他の所得に関する事項

令和元年中に、丙が受け取った配当収入・給与収入以外の収入金額として以下のものがある。

- ① 車の接触事故により相手方の保険会社より受け取った損害保険金 450,000 円
- ② 丙とその家族が使用し不要となった衣類の売却収入 90,000 円
- ③ 懸賞の賞金 300,000 円
- ④ 生命保険契約に基づく満期保険金 1,680,000 円

生命保険契約に基づき丙が支払った保険料の総額は 1,260,000 円である。なお、保険期間は 10 年である。

5. 所得控除に関する事項

令和元年中に、丙及び丁が支払った保険料及び掛金は以下のとおりである。

（丙が支払った掛金・保険料）

- ① 確定拠出年金法第 55 条第 2 項第 4 号に規定する個人型年金加入者掛金 120,000 円
- ② 平成 22 年 10 月に締結された被保険者が丙である旧簡易生命保険契約で保険金の受取人が丁となっているもの 150,000 円
- ③ 平成 28 年 12 月に締結された丙の介護保険契約に係る保険料 79,200 円

（丁が支払った掛金・保険料）

平成 28 年 12 月に締結された丁の介護保険契約に係る保険料 68,400 円

6. 参考資料

問 1 7. の参考資料を参考とすること。

令和 2 年論文式租税法

令和2年論文式租税法

問題 3 機械部品の卸売業を営む甲株式会社(以下、「当社」という。)の当課税期間(自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)における納付すべき消費税額の計算に関して、以下の[資料] 1.及び2.に基づき、[問] 1.～[問] 4.に答えなさい。なお、複数の方法があるものについては、当課税期間の納付すべき消費税額が最も少なくなる方法により計算するものとする。

[問]

1. 当課税期間における課税売上割合を、答案用紙の解答欄に従って計算しなさい。

[問]

2. 当課税期間における課税仕入れ等に係る消費税額を、答案用紙の解答欄に従って計算しなさい。

[問]

3. 当課税期間における課税標準額(千円未満の端数切捨て)に対する消費税額を計算しなさい。

[問]

4. 当課税期間における納付すべき消費税額の計算に関して、以下の金額を計算しなさい。計算に当たっては、課税売上割合は[問] 1.の解答にかかわらず90%として計算すること。

(1) 控除対象仕入税額

- ① 個別対応方式による場合
- ② 一括比例配分方式による場合

(2) 売上げの返還等対価に係る税額

(3) 貸倒れに係る税額

(4) 中間納付額(前課税期間の実績によっている。)

[資料]

1. 全般的な事項及び注意事項

- (1) 当社は国内に本社を置く株式会社で、設立以来消費税の課税事業者であり、これまで簡易課税制度の選択届出書を提出したことはない。
- (2) 問題文中の課税取引に係る金額は、消費税等の額(消費税及び地方消費税の合計額)を含んだ金額である。
- (3) 課税取引に適用される消費税等の税率の合計が、8%(うち国税が6.3%、地方消費税が1.7%)のものを8%課税分といい、10%(うち国税が7.8%、地方消費税が2.2%)のものを10%課税分という。
- (4) 当課税期間中における課税資産の譲渡等のうち、軽減対象課税資産の譲渡等に該当する取引(いわゆる軽減税率が適用される取引)はないものとする。

令和 2 年論文式租税法

令和 2 年論文式租税法

- (5) 当社が当課税期間中に行った課税仕入れ等については、その事実を明らかにする帳簿及び請求書類等が、法令の記載要件を全て満たした上で適法に保存されている。また、輸出取引等は、輸出取引等であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものである。
- (6) 個別対応方式による仕入税額控除の計算に当たっては、問題文又は法令等で特別の指示がある場合を除き、商品販売部門の費用は課税資産の譲渡等にものみ要するもの、管理部門の費用は課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものとする。
- (7) 前課税期間(自平成 30 年 4 月 1 日 至平成 31 年 3 月 31 日)に係る確定した消費税額(当課税期間における中間申告により納付すべき消費税の基礎となる消費税額)は、6,600,000 円である。
- (8) 当課税期間における納付すべき消費税額の計算に際して必要な情報は、以下の[資料] 2.(1)~(5)で全て網羅されている。
- (9) 解答に当たり、消費税法基本通達 10-1-15 の取り扱いは適用しないものとする。

(参考) 消費税法基本通達 10-1-15

事業者が、その課税期間において行った課税資産の譲渡等につき、当該課税期間中に返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをした場合に、当該課税資産の譲渡等の金額から返品額又は値引額若しくは割戻額を控除する経理処理を継続しているときは、これを認める。

2. 当課税期間中における取引に関する事項

(1) 商品売上高に関する事項

項目	金額	補 足 情 報
商品国内売上高	4,227,158,000 円	すべて課税資産の譲渡であり、8%課税分が2,582,658,000 円、10%課税分が1,644,500,000 円である。なお、売上値引72,482,000 円(うち8%課税分に対応する額が44,982,000 円、10%課税分に対応する額が27,500,000 円)を控除した後の金額である。
商品輸出売上高	1,188,000,000 円	すべて課税資産の譲渡である。

(2) 商品仕入高に関する事項

項目	金額	補 足 情 報
商品国内仕入高	3,891,160,000 円	うち8%課税分が2,351,160,000 円、10%課税分が1,540,000,000 円である。
商品輸入仕入高	120,000,000 円	この金額には商品を保税地域から引き取る際に納付した消費税の額7,830,000 円及び地方消費税の額2,170,000 円が含まれている。

令和 2 年論文式租税法

令和 2 年論文式租税法

(3) 販売費及び一般管理費に関する事項

消費税の課税対象である取引に関しては、特に指示されているものを除き、すべて 8 % 課税分であるものとする。

項 目	金 額	補 足 情 報
役員報酬	120,000,000 円	左記の金額には、商品以外の資産の現物給与分が 2,700,000 円含まれている。この金額は譲渡時の資産の時価である（「(4)営業外損益に関する事項」の雑損失の項を参照）。
給与手当	768,000,000 円	すべて現金支給である。通勤手当は含まれていない。
支払賃借料	67,878,000 円	左記の金額の内訳は次のとおりである。いずれも賃借期間は 1 か月を超えている。 ① 管理部門のみが入居する事務所の家賃 23,760,000 円 ② 商品販売部門で生じた商品保管用の倉庫家賃 26,730,000 円及び営業用の車両のための駐車場（更地で舗装されていない。）の賃借料 1,188,000 円 ③ 従業員の社宅用に第三者から借り入れている住宅の家賃 16,200,000 円
支払運賃	33,480,000 円	販売した商品の輸送に係るものである。うち国内での輸送に係る分が 21,600,000 円、海外での輸送に係る分が 11,880,000 円である。
販売奨励金	6,510,000 円	国内の得意先に対して、販売促進の目的で販売金額に応じて支払ったものである。8 % 課税分に対応する額が 4,860,000 円、10 % 課税分に対応する額が 1,650,000 円である。
広告宣伝費	15,660,000 円	すべて商品の販売のための支出である。左記の金額のうち 5,940,000 円は国外事業者（国内に事業所を有していない。）が国内に向けて配信するインターネット広告の報酬として支払ったものであり、事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものである。これはすべて令和元年 9 月 30 日以前に提供されたものであり、この支払金額に消費税等の額は含まれていない。これ以外の広告宣伝費は、国内の事業者に委託したものであり、すべて課税仕入れとなるものである。
貸倒損失	8,985,600 円	前課税期間に販売した商品に係る売掛金 8,640,000 円とそれに係る遅延損害金（利息相当額）345,600 円の未収入金が貸倒れたものである。これらの損失は、債務者の財産の状況、支払能力等からみて債権の全額を回収できないことが明らかになったため計上したものである。
その他	34,830,000 円	内訳は次のとおりである。 課税仕入れとなるもの うち商品販売部門分 16,038,000 円 うち管理部門分 11,664,000 円 課税仕入れ以外のもの 7,128,000 円

令和 2 年論文式租税法

令和 2 年論文式租税法

(4) 営業外損益に関する事項

消費税の課税対象である取引に関しては、すべて 8 % 課税分であるものとする。

項 目	金 額	補 足 情 報
受取利息	1,249,600 円	外国子会社(日本支店はない)への貸付金に係る受取利息が 1,120,000 円含まれている。その他は、国内預金の利息 129,600 円である。
受取配当金	2,000,000 円	国内株式に係る配当金 500,000 円及び外国子会社からの配当金 1,500,000 円である。
為替差益	3,500,000 円	外貨建ての売掛金の決済から生じたものである。
雑収入	1,620,000 円	社宅家賃を従業員から受け取った分である。賃貸期間は一か月を超えている。
支払利息	4,480,000 円	国内の銀行からの借入に係るものである。
雑損失	1,800,000 円	令和元年 8 月 1 日に役員に譲渡した課税資産に係るものである。簿価 4,500,000 円、譲渡金額及び譲渡時の時価は 2,700,000 円である。

(5) 特別損益に関する事項

消費税の課税対象である取引に関しては、すべて 8 % 課税分であるものとする。

項 目	金 額	補 足 情 報
投資有価証券売却益	83,679,600 円	令和元年 6 月 28 日に上場株式を証券会社を通じて売却した。簿価 150,000,000 円、売却金額 237,600,000 円である。売却の際に証券会社に売買手数料を 3,920,400 円支払った。左記の金額は、この売買手数料を控除した後の金額である。
固定資産売却益	200,235,600 円	令和元年 9 月 17 日に営業所の事務所用不動産を第三者に売却した。売却時の簿価は土地 140,000,000 円、建物 40,000,000 円、売却金額は土地 371,206,800 円、建物 41,580,000 円である。また、売買にかかる不動産仲介手数料を 11,761,200 円支払った。仲介手数料に関しては、土地に係る分と建物に係る分を区分しないものとする。また、売却直前に建物に不具合が見つかったため、売却前に建物を修繕するために建築業者へ支払った費用が 20,790,000 円ある。

令和 2 年論文式租税法

令和 2 年論文式租税法

令和 2 年論文式租税法